

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

○ 岡山県吉備高原都市センター区広場の指定管理者の募集

○ 岡山県立美術館の指定管理者の募集

○ おかやま旧日銀ホール指定管理者の募集

○ 岡山県南部健康づくりセンターの指定管理者の募集

○ 岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンターの指定管理者の募集

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定

○ 公共測量の実施

○ 第五十一回採石業務管理者試験の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 一般競争入札の実施

○ 随意契約の相手方の決定

【教育委員会】

○ 岡山県生涯学習センターの指定管理者の募集

○ 岡山県立図書館の指定管理者の募集

中山間・地域振興課

文化振興課

健康推進課

産業振興課

農村振興課

監理課

河川課

建築指導課

用度課

警察本部会計課

教育委員会

目次

○ 岡山県立博物館の指定管理者の募集

担当課（室）

〔三九八〕岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成四年岡山県条例第五号。以下「条例」という。）第九条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和四年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県吉備高原都市センター区広場（以下「広場」という。）

2 所在地

加賀郡吉備中央町吉川地内

3 施設概要

(1) コリドール、円形広場等

ア 面積 一〇、〇〇〇平方メートル

イ 施設内容

(ア) コリドール（回廊）

鉄筋コンクリート造二階建ステンレス製切妻屋根

外径約七一メートル、内径約五五メートル、延床面積一、六八三平方メー

トル

(イ) 円形広場 直径約五五メートル

(ウ) 長屋門 鉄筋コンクリート造二階建

(2) 交通広場

ア 面積 六、〇〇〇平方メートル

イ 施設内容 駐車台数 乗用車一〇六台、障害者用六台、バス三台、タクシー

一台

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う広場の管理の基準は、条例、岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則（平成四年岡山県規則第八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県吉備高原都市センター区広場指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 広場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 その他広場の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、広場の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の広場の管理運営に係る収入のほかに、広場の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
 - (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二條第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二條第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2
募集要項の配布
- (1) 配布期間
令和四年八月十六日（火）から同年十月十四日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一條第一項に規定する休日をいう。）を除く。
 - (2) 配布場所
岡山県県民生活部中山間・地域振興課新都市・地域整備班
〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号
電話 〇八六一二二六一七二六八（直通）
ファックス 〇八六一二二四一九五
電子メールアドレス chusankan@pref.okayama.lg.jp
 - (3) 配布方法
(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県県民生活部中山間・地域振興課のホームページからダウンロードすることもできる。
ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>
- 3
募集説明会（現地説明会）
- (1) 開催日時
令和四年八月三十一日（水）午前十時から
 - (2) その他
(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところに

よる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和四年十月十四日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が広場の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他広場の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（令和四年十一月を予定）。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
六 2 (2) の場所

〔三九九〕岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号。以下「条例」とい
う。）第十五条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。
令和四年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県立美術館（以下「美術館」という。）

2 所在地

岡山市北区天神町八番四八号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 八、一五八平方メートル（土光敏夫先生記念苑を含む。）
- (2) 建築面積 三、七二一平方メートル
- (3) 延床面積 一四、二六九平方メートル（駐車場を含む。）
- (4) 施設内容 常設展示室、企画展示室、収蔵庫、ホール、事務室等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う美術館の管理の基準は、条例、岡山県立美術館条例施行規則（昭
和六十三年岡山県規則第十四号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十
七年岡山県規則第三百二十四号）、別に示す岡山県立美術館指定管理者業務仕様書及び
岡山県立美術館指定管理者業務仕様書明細書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 その他美術館の管理に関し知事が必要と認める業務

四 指定管理者の指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

美術館の管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間
中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の
際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定におい
て定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その
他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同
項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を
制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の
規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又
は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在
地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

- (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 募集要項の配布
 - (1) 配布期間
令和四年八月十六日（火）から同年十月十四日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（をいう。）を除く。
 - (2) 配布場所
岡山県環境文化振興課文化振興班
〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号
電話 〇八六一二二六―七九〇一（直通）
ファックス 〇八六一二二三―五七二〇
電子メールアドレス bunkasin@pref.okayama.lg.jp
 - (3) 配布方法
(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百九十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「県立美術館募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化振興課のホームページからダウンロードすることもできる。
ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>
 - 3 募集説明会（現地説明会）
 - (1) 開催日時
令和四年八月三十日（火）午後一時三十分から
 - (2) その他
(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。
 - 4 指定の申請の受付
 - (1) 受付期間
2(1)の期間
 - (2) 申請書類
ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
イ 美術館の管理に係る事業計画書及び支出計画
ウ 法人等の概要
エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては直近事業年度における事業報告書等とし、指定

申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和四年十月十四日(金)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が美術館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他美術館の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する(令和四年十一月を予定)。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔四〇〇〕岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。
令和四年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

おかやま旧日銀ホール（以下「旧日銀ホール」という。）

2 所在地

岡山市北区内山下一丁目六番二〇号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 約二、八八二平方メートル
- (2) 建築面積 約一、三九八平方メートル
- (3) 延床面積 約二、四六四平方メートル
- (4) 施設内容 多目的ホール、スタジオ、ギャラリー、芸術・文化ワークショップ、会議室（二室）等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う旧日銀ホールの管理の基準は、条例、岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則（平成十六年岡山県規則第六十八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示すおかやま旧日銀ホール指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 旧日銀ホールの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する
こと。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 条例第二条第一項に規定する業務の実施に関すること。

4 その他旧日銀ホールの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、旧日銀ホールの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の旧日銀ホールの管理運営に係る収入のほかに、旧日銀ホールの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第二項(同項を準用する場合を含む。)の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
カ 岡山県税(県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税)並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

イ 暴力団(岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和四年八月十六日(火)から同年十月十四日(金)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。)を除く。

(2) 配布場所

岡山県環境文化振興課文化振興班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七九〇一(直通)

ファックス 〇八六―二二三―五七二〇

電子メールアドレス bunkasin@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百九十円分の切手を貼った返信用封筒(角形二号(A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封の上、封筒の表に「旧日銀ホール募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>

3 募集説明会(現地説明会)

(1) 開催日時

令和四年八月二十五日(木)午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

- (2) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）
 - イ 旧日銀ホールの管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - ウ 法人等の概要
 - エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては直近の事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
 - カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - ク 役員の名簿
 - ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書
 - コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書
 - サ その他募集要項で定める書類
 - (3) 提出場所及び提出方法
 - 2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和四年十月十四日（金）必着とすること。
- 七 指定管理者の候補の選定
- 1 指定管理者候補選定委員会の設置
環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。
 - 2 審査基準
 - (1) 事業計画の内容が住民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が旧日銀ホールの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
 - (4) その他旧日銀ホールの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。
 - 3 選定結果の通知等
指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和四年十一月を予定）
- 八 指定管理者の指定
指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。
- 九 その他
- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
六(2)の場所

〔四〇一〕岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和四年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県南部健康づくりセンター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区平田四〇八一

3 施設概要

(1) 敷地面積 一五、一五六・〇二平方メートル

ただし、右記面積のうち、岡山県が普通財産の貸付けを行っている部分（公益財団法人岡山県健康づくり財団附属病院敷地部分一、一七四・六八平方メートル）については、管理の対象外とする。

(2) 延床面積 一一、四九四・九五平方メートル

ただし、右記面積のうち、岡山県が行政財産の目的外使用許可を行っている部分（公益財団法人岡山県健康づくり財団入居部分二、一〇四・六六平方メートル）については、管理の対象外とする。また、岡山県難病相談支援センターエリアについては、管理業務のみ（運営は対象外）を行う。

(3) 施設内容 一階 プール（更衣室等を含む）、事務所、ロビー、多目的聴講室等

二階 ヘルスチェック室、エアロビクススタジオ、大会議室、栄養指導室、健診ゾーン等

三階 トレーニング室、小会議室、開放研究室、研修室、研究室等

四階 機械室等

地下一階 機械室、監視員室等

屋外 テラス、中庭、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県健康づくりセンター条例施行規則（平成九年岡山県規則第十五号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県南部健康づくりセンター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

2 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。

3 施設等の維持管理に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、センターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、岡山県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金

等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、岡山県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 岡山県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和四年八月十六日（火）から同年十月十四日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県保健福祉部健康推進課健康づくり班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七三二八（直通）

ファックス 〇八六―二二五―七二八三

電子メールアドレス kensui@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「岡山県南部健康づくりセンター募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県保健福祉部健康推進課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/36/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和四年八月二十六日（金）午後二時から午後三時三十分まで

(2) その他
(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度を除く過去三事業年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、前々年度を含む直近の三事業年度の事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

コ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和四年十月十四日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県保健福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) 事業計画の内容がセンターの業務を効率的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、岡山県のホームページ等で公表する。（令和四年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。（令和四年十二月を予定）

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、岡山県は、指定管理者の公表

- 3 等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
六2(2)の場所

〔四〇二〕岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号。以下「条例」という。）第九条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和四年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター（以下「インキュベーションセンター」という。）

2 所在地

岡山市北区芳賀五三〇三

3 施設概要

(1) 敷地面積 約一、二〇〇平方メートル

(2) 建築面積 約二、六〇〇平方メートル

(3) 延床面積 約五、四〇〇平方メートル

(4) 施設内容 研究室（小）（二三室）、研究室（大）（二九室）、試作開発室（六室）、産学連携室（一室）、創業準備室（一室）、共同コンサル室（一室）、5Gオープンラボ（一室）、オンライン会議室（二室）、共用会議室（三室）、交流サロン、支援スタッフルーム、ミニショップ、談話コーナー、更衣室・シャワー室、トイレ、湯沸かし室、エレベーター、ルーター室、管理用倉庫、少量危険物貯蔵所、太陽光発電システム（蓄電池なし）、屋外駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うインキュベーションセンターの管理の基準は、条例、岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例施行規則（平成十四年岡山県規則第三百四号）及び指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百十四号）並びに別に示す岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 インキュベーションセンターの施設の利用等の許可に関すること。

2 インキュベーションセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

3 その他インキュベーションセンターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、インキュベーションセンターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のインキュベーションセンターの管理運営に係る収入のほか、インキュベーションセンターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所（以下「本店等」という。）を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。ただし、県内に本店等を置こうとする法人等にあつては、指定管理者として指定されるまでに本店等を置くものに限る。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情報通信又はものづくりの分野における新技術若しくは新製品の開発又は新規の創業を支援した実績を有する法人等であること。

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和四年八月十六日（火）から同年十月十四日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県産業労働部産業振興課地域産業班

〒七〇三―八二七八 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

電話 ○八六一―二二六―七三五二（直通）

ファックス ○八六一―二二四―二一六五

電子メールアドレス sangyo@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和四年八月三十一日（水）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ インキュベーションセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下、「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和四年十月十四日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がインキュベーションセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和四年十月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

令和4年8月16日 岡山県公報 第12422号

〔四〇三〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和四年八月十六日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
津山市宮部下五七九番三	田	田	九一四
津山市宮部下五八〇番	田	田	一、〇六五

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和四年九月一日	権利の始期から令和十四年八月三十一日まで	一九、七九〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局津山支局に補償金を供託する。

令和4年8月16日 岡山県公報 第12422号

〔四〇四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局苦田ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苫田郡鏡野町久田 下原地内く杉地内	公共測量（空中写真測量）	令和四年八月二十一日から 同年十二月二十三日まで

〔四〇五〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十一回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和四年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地
テクノサポート岡山 中会議室

二 試験期日

令和四年十月十四日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

令和四年八月十六日（火曜日）から同年九月十五日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇
岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。以下同じ。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部に行うこと。

令和4年8月16日 岡山県公報 第12422号

〔四〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年八月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二一〇一七、二一〇一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五―三グランコートⅡ一〇二

小林 秀也

三 許可年月日及び許可番号

令和四年六月十六日岡山県指令建指第一一一号

〔因〇中〕政府調達に関する規定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年八月十六日

岡 田 県 知 事 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
ノート型PC（マイナンバー接続系） 249式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び令和4年度ノート型PC（マイナンバー接続系）仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和4年12月9日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ## 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

令和4年8月16日 岡山県公報 第12422号

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階 (令和4年8月22日以後は、岡山県庁地下1階))
電話 (086) 226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
令和4年8月23日 (火) 正午
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)
電話 (086) 226-7540
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間
令和4年8月16日 (火) から同月30日 (火) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
イ 交付方法
(1)の場所にて交付する。
また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。
 - (3) 入札書の提出方法
入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) によるものとする。
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和4年9月6日 (火) 11時10分
ただし、郵送等による場合にあつては、令和4年9月5日 (月) 17時を受領期限とする。
イ 場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室
ウ その他
持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。
- 5 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和4年8月30日 (火) 17時までに、4(1)の場所に提出 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- 6 その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

令和4年8月16日 岡山県公報 第12422号

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
 - (3) 契約保証金
 - (4) 入札の無効
 - (5) 契約書作成の要否
 - (6) 落札者の決定方法
 - (7) その他
- 岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- 最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer (for The Social Security and Tax Number System) 249 Units
- (2) Delivery date :
By 9 December (Friday) , 2022
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
11:10 A.M. 6 September (Tuesday) , 2022
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7540

令和4年8月16日 岡山県公報 第12422号

〔四〇八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和四年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
地理情報システム開発業務
- 二 契約期間
令和四年七月二十八日から令和五年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部情報管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年七月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社トスコ
岡山市南区西市一一六番地一三
- 六 契約金額
一一九、九〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇、九〇〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県教育委員会公告

岡山県生涯学習センター条例(平成八年岡山県条例第三十九号。以下「条例」という。)第十一條の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和四年八月十六日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県生涯学習センター(以下「センター」という。)

2 所在地

岡山市北区伊島町三丁目一番一号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 四五、〇一〇平方メートル
- (2) 建築面積 六、八〇六・五二平方メートル
- (3) 延床面積 一八、一三六・八六平方メートル
- (4) 施設内容 交流棟、情報・創作棟、講義棟、体育館、人と科学の未来館サイピア、学生食堂、喫茶棟、公衆便所及び駐車場

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県生涯学習センター条例施行規則(平成八年岡山県教育委員会規則第十九号)、指定管理者の指定の申請等に関する規則(平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号)及び別に示す岡山県生涯学習センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- 2 施設等の利用の許可に関すること。
- 3 施設等の提供に関すること。
- 4 その他センターの運営に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで(予定)

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者自らの収入として收受し、センターの管理運営に要する費用(以下「管理運営費」という。)に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)(複数の法人等が共同して応募する場合は、代表となる法人等に限り)であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者
ウ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第二項(同項を準用する場合を含む。)の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税(県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税)並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

イ 暴力団(岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和四年八月十六日(火)から同年十月十二日(水)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁生涯学習課企画推進班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目五番七号

電話 〇八六一二二六一七五九六(直通)

ファックス 〇八六一二二四一三〇三五

電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百九十円分の切手を貼った返信用封筒(角形二号(A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/287622.html>

3 募集説明会(現地説明会)

(1) 開催日時

令和四年八月二十六日(金)午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

令和四年八月十六日（火）から同年十月十四日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日を除く。

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書

ウ 法人等の概要

エ 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 申請書を提出する日の属する事業年度を除く直近の三事業年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前の事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む直近の三事業年度の事業報告書等とし、申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）の完納証明書

シ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書

ス その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和四年十月十四日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他センターの業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和四年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
六 2 (2) の場所

◎岡山県教育委員会公告

岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号。以下「条例」という。）第十條の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和四年八月十六日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県立図書館（以下「図書館」という。）

2 所在地

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 一三、二七七平方メートル
- (2) 建築面積 四、三二八平方メートル
- (3) 延床面積 一八、一九三平方メートル
- (4) 施設内容 鉄骨・鉄筋コンクリート造（免震構造）
一部鉄筋コンクリート造（地下一階）
地上四階地下一階建、駐車場

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う図書館の管理の基準は、条例、岡山県立図書館条例施行規則（平成十六年岡山県教育委員会規則第十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県立図書館指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 その他図書館の管理に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

図書館の管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又

- は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 募集要項の配布
- (1) 配布期間
- 令和四年八月十六日（火）から同年十月十二日（水）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を含める。以下同じ。）を除く。
- (2) 配布場所
- 岡山県教育庁生涯学習課企画推進班
〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目五番七号
電話 〇八六一二二六一七五九六（直通）
ファックス 〇八六一二二四一三〇三五
電子メールアドレス syogai@pref.okayama.lg.jp
- (3) 配布方法
- (1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百九十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁生涯学習課のホームページからダウンロードすることもできる。
- ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/287549.html>
- 3 募集説明会（現地説明会）
- (1) 開催日時
- 令和四年八月三十一日（水）午前十時から
- (2) その他
- (1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。
- 4 指定の申請の受付
- (1) 受付期間
- 令和四年八月十六日（火）から同年十月十四日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日を除く。
- (2) 提出書類
- ア 指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）
イ 図書館の管理に係る事業計画書
ウ 法人等の概要
- エ 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支

予算書

オ 申請書を提出する日の属する事業年度を除く直近の三事業年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前の事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む直近の三事業年度の事業報告書等とし、申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）の完納証明書

シ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書

ス その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和四年十月十四日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が図書館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他図書館の業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和四年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象

となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合には、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2) の場所

◎岡山県教育委員会公告

岡山県立博物館条例（昭和四十六年岡山県条例第四十六号。以下「条例」という。）第十二条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和四年八月十六日

岡山県教育委員会

一 対象施設

1 名称

岡山県立博物館（以下「博物館」という。）

2 所在地

岡山市北区後楽園一番五号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 四、三一〇平方メートル
- (2) 建築面積 一、六三六平方メートル
- (3) 延床面積 四、六一九平方メートル（後楽園事務所 二九八平方メートルを含む。）
- (4) 施設内容 展示室（四室）、收藏庫、学芸部門、講堂・控室、管理部門等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う博物館の管理の基準は、条例、岡山県立博物館条例施行規則（昭和四十六年岡山県教育委員会規則第十一号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十三号）及び別に示す岡山県立博物館指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 博物館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 その他博物館の管理に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

博物館の管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和四年八月十六日（火）から同年十月十二日（水）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県教育庁文化財課文化財保護班
〒七〇三―八二九三 岡山市中区小橋町一丁目一番二五号
電話 ○八六一―二二六―七六〇一（直通）
ファックス ○八六一―二二四―五五九一
電子メールアドレス bunka@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配付を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百九十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県教育庁文化財課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/524455.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和四年九月一日（木）午後一時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

令和四年八月十六日（火）から同年十月十四日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日を除く。

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）

イ 博物館の管理に係る事業計画書

ウ 法人等の概要

エ 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支

予算書

オ 申請書を提出する日の属する事業年度を除く直近の三事業年度の法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、申請書を提出する日においてその日の属する事業年度の前の事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度を含む直近の三事業年度の事業報告書等とし、申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）の完納証明書

シ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書

ス その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和四年十月十四日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県教育委員会指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が博物館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他博物館の業務を効果的に行うため教育委員会が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（令和四年十一月を予定）。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することができる。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
六2(2)の場所